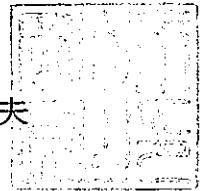


## 参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

中区地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年3月19日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

○ 経営体数

法人4経営体

個人29経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。

6. 地域農業の将来のあり方

○雄町米等の地場産農産物の栽培を推進し、産直市等の各種広報活動と連携しブランド力を強化していきます。

○流通システムの改善に取り組み、インターネットや加工業者を利用するなど多様化し、販路拡大を目指します。

○地区ごとの特性を把握し栽培技術の共有化を行い、低コスト化の栽培を確立して行きます。

○水稻の裏作品目としてレタス等の作付を増やし、農地の有効利用を図ります。

○安全安心な農産物の生産を進めていきます。

○農業従事者の高齢化が進んでおり、農地の出し手と受け手との結びつけを強固なものにしていく必要があります。

○農地集積の一つの方法として、中間管理機構を必要に応じて活用していきます。